

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

健康局

目 次

1	令和6年度 健康局予算の概要	1
2	一 般 会 計	
	(1) 歳入歳出予算一覧	12
	(2) 歳入予算の説明	13
	(3) 歳出予算の説明	17
	(4) 債務負担行為	23
3	特 別 会 計	
	〔1〕 介護保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	25
	(2) 歳入予算の説明	26
	(3) 歳出予算の説明	27
4	議 案	
	第7号議案 学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件（関係分）	29
	第17号議案 地方独立行政法人神戸市民病院機構第4期中期計画の認可の件	30

1 令和6年度 健康局予算の概要

令和6年度 健康局予算の概要

(◎は新規施策、○は拡充施策を示しています。)

市民の生命・健康と安全を守るため、令和6年度は、医療提供体制の確保、健康寿命の延伸、精神保健福祉対策の強化、感染症への対応、超高齢化に伴う多死社会への対応、くらしの安心を守る施策等を展開します。

【医療提供体制の確保】

1. 地域医療の確保

(1) 救急医療体制の確保 [906,689 千円]

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期（一次）から三次までの救急医療体制を確保します。

軽症患者に対応する急病診療所の運営により、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

また、急な病気やケガをした際に、病院受診の判断に迷う場面で看護師からアドバイスを受けることができる電話相談窓口「救急安心センターこうべ（#7119）」を共同運営します（芦屋市に加え、令和6年1月より姫路市も参画）。

◎(2) 小児初期救急医療体制の充実 [8,000 千円]

神戸こども初期急病センター（中央区）や西部休日急病診療所（西区）に加え、新たに済生会兵庫県病院内に開設する「北部小児初期急病センター（仮称）」の運営を支援し、北区の小児の休日・夜間の初期救急医療について充実を図ります。

◎(3) 災害時医療体制の強化 [26,000 千円]

災害時の救急医療を担う「災害対応病院」について、現在の6病院に加え、新たに5病院を指定することで、全区に設置し、災害拠点病院（4病院：県指定）とともに災害医療体制を強化します。さらに、災害時の救急医療拠点としての機能を強化するため、医薬品や医療資材等の備蓄品確保に加えて、非常時の電源確保に必要となる燃料費等の確保を支援するとともに、衛星通信回線の導入により、災害時における市と災害対応病院との情報連絡手段を確保します。

(4) 北神地域の急性期医療の充実 [110,000 千円]

三田市民病院と済生会兵庫県病院が再編統合して新統合病院を整備するにあたり、財政支援等を行うことにより、北神地域の急性期医療の充実を図ります。

また、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を継続します。

2. 市民病院の運営 [13,047,742 千円]

市民の生命と健康を守るため、質の高い医療をはじめ、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、高度医療及び専門医療等を安定的に提供するとともに、市民の健康増進と医療の発展に貢献するため、治験・臨床研究のさらなる推進を図ります。

また、「新西市民病院整備基本計画」を踏まえ、新西市民病院の実施設計に着手します。

令和6年4月から適用される医師の時間外労働の上限規制を踏まえ、医師をはじめとする職員の働き方改革をより一層推進するとともに、AIが脳画像やCT、内視鏡などの画像診断の鑑別・識別の支援を行うシステムを運用し、診療の質の向上を図るなど、DXを推進します。

3. 看護大学の運営・看護人材の確保 [1,094,490 千円]

市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与するため、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成や、質の高い教育研究活動に取り組むとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開します。入学金の引き下げ（令和5年度入学者から）や市内医療機関等に就職した卒業生への奨励金制度（令和4年度卒業生から）等により、さらなる受験者数の増加及び市内就職率の向上を行い、市内医療機関等への優秀な看護人材の確保と育成を図ります。

【健康寿命の延伸】

1. 健康づくり支援

（１）データを活用した保健事業の推進 [123,155 千円]

医療・介護レセプト等から抽出したデータの活用により、糖尿病性腎症や低栄養などのハイリスク者の抽出や地域の健康課題の明確化を行い、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が個別の訪問指導や、つどいの場における健康教育・相談等を実施することで、より効果的なフレイル予防や疾病予防に取り組みます。また、個別の訪問指導や健康教育等の実施結果について経年的に分析を行い、事業の評価と効果的な事業実施に繋がります。

さらに、学術機関と連携し、市が保有するデータの分析を行うことで、科学的根拠に基づく保健事業を推進し、市民サービスの向上を目指します。

◎（２）心疾患患者等の再入院の防止 [11,045 千円]

心疾患患者・呼吸器疾患患者を対象に、急性期から回復期・生活期までを包括する地域一体型のリハビリテーションプログラムを構築・運用するため、医療・福祉関係者などで設立した「キュア神戸」において、クラウドを活用した医療・介護事業者間での情報共有や、相互連携の推進を目的とした専門職の研修を実施します。

また、市民病院と連携し、健康ライフプラザを活用して、心疾患患者等の在宅復帰後に虚弱状態にある方に対する運動支援事業を新たにモデル実施します。

（３）食育の推進 [18,951 千円]

食育ポータルサイト「こうべ食フレ！」での情報発信や、世代別の食育講座の開催等により、ライフステージに応じた切れ目のない食育推進に取り組みます。

さらに、健康無関心層に対する取組として、特に若い世代の食習慣の改善に向けた事業を、産学連携して行います。

2. がん対策の推進

○（１）がん検診の実施 [1,170,251 千円]

5大がん（胃・肺・大腸・乳・子宮）検診を実施し、40歳総合健診受診券や、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン券配布等による受診勧奨を行います。

また、市が実施するがん検診として、新たに口腔がん検診を実施するほか、特に子宮頸がん対策として、予防のための子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種と早期発見・早期治療のためのがん検診の周知・啓発を一体的に行います。

（２）がん患者の治療と社会参加等の両立支援 [32,869 千円]

がん患者の療養生活の質（QOL）の向上及び経済的負担の軽減と社会復帰を支援するため、抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見の変化へ

の不安を持つがん患者に対し、ウィッグや人工乳房等の外見補正にかかる用具の購入経費の一部を助成します。がん患者のための就労支援講演会の実施等、がん患者の現状や課題について情報提供を行います。

(3) 子宮頸がん対策【一部再掲】 [944,880 千円]

子宮頸がん予防ワクチン接種については、新たに定期予防接種の対象となる小学6年生の女子に対して個別通知を行い、接種を推進します。また、積極的勧奨を控えてきたことにより定期予防接種の機会を逃した世代に対する無料接種及び、定期予防接種の対象年齢を過ぎて、令和4年3月31日までに自費で予防接種を受けた方に対する接種費用の償還払いを行います。

子宮頸がん検診については、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン配付等によるがん検診の受診勧奨を行います。

3. 歯と口腔の健康づくり対策

○ (1) フッ化物洗口・塗布の実施 [12,617 千円]

むし歯予防に効果的なフッ化物洗口・塗布について、モデル校となる小学校において実施し、令和7年度以降の全市展開に向けて効果検証を行います。

また、1歳6か月児及び3歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

(2) オーラルフレイル対策 [16,654 千円]

65・75歳の市民に対し、地域の歯科医院において、オーラルフレイルチェックを行い、口腔機能の回復につなげるとともに、より効果的な事業展開に向けて効果検証を行います。

◎ (3) 口腔がん検診【再掲】 [8,080 千円]

市が実施するがん検診として、新たに口腔がん検診を実施し、口腔がんの早期発見・早期治療を促進します。

4. 予防接種の実施 [4,433,452 千円]

子育て世代の経済的負担軽減のため、小児のインフルエンザワクチン（1～13歳未満）、おたふくかぜワクチン（1～3歳未満）の接種費用を一部助成します。

また、罹患による重症化を防止するため、高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌ワクチンの接種費用を一部助成します。

小児がん治療等のため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成するほか、妊婦の罹患による出生児の先天性風疹症候群（CRS）を予防するため、風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・定期予防接種を実施します。

5. 難病対策 [3,668,177 千円]

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する 341 疾病（令和 6 年 4 月 1 日時点）について医療費を助成するほか、「難病相談支援センター」において、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援等を行います。

災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

【精神保健福祉対策の強化】

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の推進

◎（１）多職種による早期支援体制の構築（アウトリーチ支援）〔 9,562 千円 〕

未治療者や治療中断者など地域で精神保健に課題を抱えて生活する方に対して、受診支援、障害福祉サービスの導入や定期的な見守り等、対象者の状態に応じた支援を積極的に行うため、保健所に設置した精神科医師・精神保健福祉士・保健師等の多職種による専門的な支援を行うチームを区へ派遣し、きめ細やかな訪問対応を行う等、早期支援体制を構築します。

◎（２）退院促進支援による地域移行の推進〔 13,610 千円 〕

精神科病院と行政がさらに連携を進めるための窓口となる退院促進支援コーディネーターを配置するとともに、市内精神科病院に従事する病院職員に対して、地域移行や生活を継続するための障害福祉サービス等の知識の提供や、入院患者に対して、精神科病院への入院経験等自らの経験をもとに具体的なアドバイスができるピアサポーターを活用した交流機会の提供を行う等、積極的な退院促進の支援を行い、地域への移行を推進します。

2. 自殺防止対策の強化

◎（１）自殺未遂者対策の強化〔 5,703 千円 〕

全自殺者のうち約4割に自殺未遂歴があることから、自殺未遂者が搬送される救急医療機関と連携し、臨床心理士等が自殺未遂者及びその家族を訪問し面接を行うことで、入院中から継続した支援体制を整えるとともに、救急医療現場における職員向けの支援技術向上のための研修の実施により、自殺再企図を防ぎます。

（２）相談体制の確保〔 39,453 千円 〕

自殺対策として、専門職がこころの悩みを抱える方の相談を受ける「神戸市こころといのちの電話相談」を運営するとともに、労働問題をはじめ様々な問題の早期解決への支援や心理面の支援のため対面による「くらしとこころの総合相談会」を実施します。

また、休日も電話相談を行っている社会福祉法人「いのちの電話」に対する補助を行います。

◎ 3. 依存症対策等の強化〔 8,332 千円 〕

依存症からの回復には、周囲の依存症に関する正しい理解と関わり方が重要になることから、依存症当事者の家族に対して依存症への正しい知識や接し方などを学ぶ「依存症家族プログラム」を新たに実施するなど、家族への支援を強化します。

また、アルコール、ギャンブル等の依存症対策として、兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」での電話相談や、精神保健福祉センターにおける専門医相談を実施します。

さらに、スマートフォンの長時間使用による健康リスクについて啓発を行います。

【感染症への対応】

◎ 1. 感染症の予防及びまん延の防止 [7,894 千円]

今後の新興感染症も含めた対策の強化として、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取り組みを踏まえて策定した感染症予防計画に基づき、初動対応時に必要な个人防护具や消毒薬等の備蓄の拡充を行うとともに、平時より健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、感染症による健康危機発生時の業務内容、関係機関との連携、人材育成のための研修・訓練等について定める「健康危機対処マニュアル」を策定します。

また、感染症発生を早期探知、早期対応するための「感染症神戸モデル」の取組みとして、平時より行政が学校園や社会福祉施設等の巡回訪問や施設職員への研修を実施することで行政と地域のネットワークを強化し今後の感染症の発生及びまん延に備えます。

【超高齢化による多死社会への対応】

1. 人生会議（ACP）の普及・啓発 [6,800 千円]

自分らしい生き方を人生の最終段階まで続けることができるよう、希望する医療・ケアについて、患者・家族と医療・介護従事者等があらかじめ繰り返し話し合う「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」について、医療・介護従事者向けの研修会の開催等により普及・啓発を行います。

◎2. お墓に対する意識・ニーズの変化への対応

墓地に対する市民の意識やニーズが変化している状況を受け、開催した有識者会議の意見を踏まえ、セーフティーネットとしての墓の提供を行います。

（1）お墓に対する意識・ニーズの変化、墓じまい・無縁化増加への対応 [62,500 千円]

子や孫に承継を前提としない墓地への需要に対応するため、鴨越墓園内に期限付き墓地を整備します。

また、自然回帰志向に対応するため、「樹林葬」の整備を進めるとともに、寺院等民間における里山型樹木葬の新規許可を再開します。

あわせて、市立墓園・墓地において、無縁墓調査を実施し、適正管理に取り組みます。

（2）家族・承継者の有無や経済状況等に関わらず葬られる機会の提供 [12,800 千円]

頼れる身寄りがいない低所得の高齢者に対して、自身の葬儀や納骨先などへの不安を解消するため、生前の葬儀予約・納骨予約の手続きを市が支援する「エンディングプラン・サポート」を実施します。

3. 鴨越斎場の再整備

老朽化した鴨越斎場の建て替えについては、「神戸人口ビジョン(2024年2月改定)」を踏まえた火葬件数予測の精査を踏まえ、整備時期を4年延期します。(令和12年度→令和16年度稼働)

【くらしの安心を守る】

○1. 銭湯の利用促進 [173,703 千円]

一般公衆浴場の入浴料金の値上げ分（統制料金 450 円→490 円）について、市民の方が値上げ前の価格で利用することが出来るよう、令和5年度に引き続き、激変緩和措置を行います。

18 歳～30 歳の市民を対象に実施したデジタルスタンプラリーの結果を踏まえ、対象年齢を18 歳～49 歳に拡大し、銭湯利用の少ない世代の利用を促進することで、銭湯の活性化を図ります。また、地域子育て入浴割引、及び老朽化した設備の改修助成制度も実施します。

2. 動物愛護の推進 [68,138 千円]

人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物愛護拠点「こうべ動物共生センター」において、犬猫の引取数や殺処分数のさらなる低減に向けた犬猫の譲渡会や犬のしつけ方教室を実施します。さらに、動物を介して人の健康に寄与するアニマルセラピーや、防災フェスタ、動物愛護サマースクールを実施するなど、共生センターのさらなる魅力向上を図り、市民の動物愛護意識の醸成に繋がります。

2 一 般 会 計

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	今年度	前年度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	1,358,466	1,378,378	△19,912	
1 使用料	935,150	885,091	50,059	
1 総務使用料	252	126	126	
2 区役所	252	126	126	
4 衛生使用料	934,898	884,965	49,933	
1 斎場	254,653	238,469	16,184	鶴越斎場等
2 当初墓地	221,190	210,650	10,540	鶴越墓園等
3 年間墓地	402,470	391,870	10,600	鶴越墓園等
4 保健所	26,029	24,799	1,230	建物使用料等
5 健康づくりセンター	29,956	18,577	11,379	建物使用料
6 神戸こども初期急病センター	600	600	-	建物使用料
2 手数料	423,316	493,287	△69,971	
1 証紙収入	9,500	9,500	-	
1 証紙収入	9,500	9,500	-	
4 衛生手数料	413,816	483,787	△69,971	
1 健康科学研究所	163,098	232,845	△69,747	検査料
2 営業指導	3,939	4,862	△923	営業許可等
3 食品衛生	66,810	71,500	△4,690	営業許可等
4 食肉検査	12,770	12,270	500	検査料
5 動物登録	53,587	53,536	51	登録料等
6 保健所	110,070	105,062	5,008	検診料等
7 衛生諸証明	1,370	1,591	△221	文書料等
8 こうべ市歯科センター	7	7	-	文書料
9 墓園承継・埋葬証明	1,676	1,668	8	文書料
10 斎場火葬証明	489	446	43	文書料
18 国庫支出金	2,985,480	4,089,686	△1,104,206	
1 負担金	2,424,349	3,813,414	△1,389,065	
2 衛生費負担金	2,424,349	3,813,414	△1,389,065	
2 疾病予防費負担金	487,785	2,113,138	△1,625,353	

(単位:千円)

款	項	目	節	今年度	前年度	比 較	説 明
			3 保健事業費負担金	1,904,010	1,660,552	243,458	
			4 結核医療費負担金	32,554	39,724	△7,170	
	2	補	助 金	539,719	255,533	284,186	
	2	民	生 費 補 助	81,598	76,161	5,437	
			2 生活保護費補助	2,019	2,318	△299	
			5 障害者福祉費補助	11,578	2,580	8,998	
			6 精神保健費補助	68,001	71,263	△3,262	
	3	衛	生 費 補 助	458,121	179,372	278,749	
			2 疾病予防費補助	431,439	153,860	277,579	
			3 地域保健医療 推 進 費 補 助	1,412	1,412	-	
			4 結核医療費補助	2,964	3,335	△371	
			5 保健衛生施設 整 備 費 補 助	9,439	8,027	1,412	
			6 環境保健費補助	12,867	12,738	129	
	3	委	託 金	21,412	20,739	673	
			3 其 他 委 託 金	21,412	20,739	673	
			2 国 民 栄 養 調 査 委 託 金	8,500	5,397	3,103	
			3 環 境 保 健 サ ー ベ イ ラ ン ス 事 業 委 託 金	9	9	-	
			4 公 害 対 策 委 託 金	12,903	15,333	△2,430	
19	県	支	出 金	150,190	7,708,192	△7,558,002	
	2	補	助 金	136,262	7,689,724	△7,553,462	
	2	民	生 費 補 助	70,315	38,675	31,640	
			6 障害者福祉費補助	5,413	1,290	4,123	
			7 精神保健費補助	64,902	37,385	27,517	
	3	衛	生 費 補 助	65,947	7,651,049	△7,585,102	
			1 休 日 夜 間 救 急 対 策 費 補 助	13,355	13,403	△48	
			2 予 防 接 種 費 補 助	41,859	37,967	3,892	
			3 保 健 衛 生 費 補 助	10,733	775,879	△765,146	
			4 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 緊 急 包 括 支 援 交 付 金	-	6,795,972	△6,795,972	
			5 新 型 コ ロ ナ セ ー フ テ イ ネ ッ ト 強 化 交 付 金	-	27,828	△27,828	
	3	委	託 金	13,928	18,468	△4,540	

(単位:千円)

款	項	目	節	今年度	前年度	比較	説明
			3 衛生費委託金	13,928	18,468	△4,540	
			1 衛生統計委託金	12,878	15,590	△2,712	
			2 医療提供体制 推進事業委託金	1,050	2,878	△1,828	
20	財	産	収 入	13,190	12,752	438	
			1 財産運用収入	13,190	12,752	438	
			1 貸地料	10,578	10,578	-	
			3 一般土地	10,578	10,578	-	
			2 貸家料	2,612	2,174	438	
			7 一般建物	2,612	2,174	438	
21	寄	附	金	68,128	86,539	△18,411	
			1 寄附金	68,128	86,539	△18,411	
			2 其他寄附	68,128	86,539	△18,411	
			11 健康局	68,128	86,539	△18,411	
22	繰	入	金	7,719	8,817	△1,098	
			2 基金繰入金	7,719	8,817	△1,098	
			1 基金繰入金	7,719	8,817	△1,098	
			5 市民福祉振興等 基金繰入	7,719	8,817	△1,098	
24	諸	収	入	8,421,064	8,179,138	241,926	
			1 納付金	531,266	550,059	△18,793	
			3 衛生費納付金	531,266	550,059	△18,793	
			1 健康被害予防事業	15,771	10,742	5,029	公害健康被害予防事業助成金
			2 健康被害救済費	515,495	539,317	△23,822	健康被害救済措置に係る納付金
			4 受託事業収入	5	5	-	
			2 其他受託収入	5	5	-	
			4 石綿健康被害 救済給付業務	5	5	-	
			5 貸付金元利収入	4,857,976	7,342,772	△2,484,796	
			3 其他貸付金返還金	4,857,976	7,342,772	△2,484,796	
			3 市民病院機構等 貸付金	4,857,976	7,342,772	△2,484,796	
			7 雑入	3,031,817	286,302	2,745,515	
			5 償還金	2,207	2,052	155	

(単位:千円)

款	項	目	節	今年度	前年度	比較	説明
			15 狂 犬 病 予 防	50	52	△2	飼犬の予防注射料等
			16 動 物 管 理 セ ン タ ー	15	20	△5	施設内自販機等の電気代等
			17 斎 場	848	744	104	施設内自販機等の電気代等
			18 墓 地	1,294	1,236	58	施設内自販機等の電気代等
	9	雑	入	3,029,610	284,250	2,745,360	
	9	健 康 局 (衛生費・教育費)		3,029,610	284,250	2,745,360	
25	市		債	4,806,000	2,969,000	1,837,000	
	1	市	債	4,806,000	2,969,000	1,837,000	
		2	衛 生 債	4,806,000	2,969,000	1,837,000	
		1	神 戸 市 民 病 院 機 構 貸 付 金 公 債	4,199,000	2,537,000	1,662,000	市民病院の整備等にかかる神戸市民病院機構への貸付金の起債承認見込額
		2	保 健 衛 生 施 設 整 備 事 業 公 債	607,000	432,000	175,000	市立斎場等の改修にかかる起債承認見込額
		歳 入 合 計		17,810,237	24,432,502	△6,622,265	

(3) 歳出予算の説明（_____は新規事業を示す。）

第5款 衛生費

(項名) 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費	32,877,470	39,558,627	△6,681,157	3,135,670	4,689,000	5,010,591	20,042,209	
1 衛 生 総 務 費	18,842,406	14,739,732	4,102,674	62,938	4,318,000	2,837,004	11,624,464	
1 職 員 費	4,141,846	4,444,435	△302,589	48,533	-	626	4,092,687	
2 衛 生 総 務 費	1,652,818	1,651,032	1,786	14,405	119,000	136,378	1,383,035	
3 市 民 病 院 費	13,047,742	8,644,265	4,403,477	-	4,199,000	2,700,000	6,148,742	

1 職員費

健康局所属職員の給料、職員手当等の経費 4,141,846 千円

2 衛生総務費

1,652,818 千円

地域医療、救急医療等の医療供給体制の整備及び保健サービスの基盤整備に要する経費

- (1) 救急医療対策 548,166 千円
- (2) 救急安心センターの運営 124,110 千円
- (3) 小児救急医療体制の充実 8,000 千円
- (4) 神戸こども初期急病センターの運営 277,890 千円
- (5) こうべ市歯科センターの運営 121,452 千円
- (6) 災害時医療体制の確保 26,000 千円
- (7) 北神地域急性期医療の充実 110,000 千円
- (8) 看護師確保支援対策 35,209 千円
- (9) 市立施設等管理・老朽改修等 190,030 千円
- (10) 人生会議(ACP)の推進 6,800 千円
- (11) その他一般事務費等 205,161 千円

3 市民病院費

13,047,742 千円

地方独立行政法人神戸市民病院機構の運営に要する経費 12,991,742 千円

市民病院への新型コロナウイルス感染症対応支援 56,000 千円

(項名) 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
2 公 衆 衛 生 費	12,029,875	22,987,716	△10,957,841	3,063,040	-	845,157	8,121,678	
2 保 健 予 防 費	5,292,704	16,842,027	△11,549,323	802,514	-	7,591	4,482,599	
3 地 域 保 健 費	6,737,171	6,145,689	591,482	2,260,526	-	837,566	3,639,079	

2 保健予防費 5,292,704 千円

感染症予防、予防接種等に要する経費

(1) 感染症対策に要する経費 137,657 千円

(2) 予防接種に要する経費 4,735,047 千円

・予防接種 4,433,452 千円

(高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、小児インフルエンザ、小児おたふくかぜ、妊婦等風しん等)

・健康被害救済 301,595 千円

(3) 過年度支出(国庫支出金等返還金) 420,000 千円

3 地域保健費 6,737,171 千円

地域保健対策の推進等に要する経費及び保健所事業に要する経費

(1) 生涯を通じた健康づくりに要する経費 149,126 千円

・データを活用した医療・介護予防の実施 124,957 千円

・受動喫煙防止対策 5,218 千円

・食育の推進 18,951 千円

(2) 健康増進事業に要する経費 1,328,825 千円

・健康教育・相談、疾病予防 5,102 千円

・シニア健康相談ダイヤル 18,161 千円

・健康診査・検診等 1,239,156 千円

(胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、

前立腺がん検診、若年者等への健診、がん患者のアピアランスケア支援等)

・肝炎ウイルス検査等 53,604 千円

・こうべ健康いきいきサポートシステム 12,802 千円

(3) 歯科口腔保健推進に要する経費		103,402 千円
・口腔保健支援センターの運営	2,441 千円	
・訪問歯科診療、口腔ケア事業	9,000 千円	
・口腔がん検診	8,080 千円	
・成人歯科健康診査	63,130 千円	
(歯周病検診、後期高齢者歯科健診、妊婦歯科健診)		
・小学校フッ化物利用モデル事業・幼児フッ化物塗布	12,617 千円	
・歯科保健事業等	8,134 千円	
(4) 難病施策等に要する経費		3,687,096 千円
・難病医療	3,654,908 千円	
・難病専門相談(難病相談支援センター設置等)	27,588 千円	
・臓器移植等	4,600 千円	
(5) 精神保健対策		283,747 千円
・精神保健医療	65,892 千円	
・精神障害者の地域移行支援	37,716 千円	
・ <u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進</u>	17,338 千円	
・精神科救急医療体制の整備	56,923 千円	
・自殺対策	55,949 千円	
・ <u>自殺未遂者対策</u>	1,429 千円	
・依存症対策	5,419 千円	
・精神保健福祉センターの運営	43,081 千円	
(6) 結核対策に要する経費		171,627 千円
・結核医療費公費負担	46,367 千円	
・結核健診	116,688 千円	
・結核感染防止対策等	8,572 千円	
(7) 環境保健事業に要する経費		560,322 千円
・補償給付	515,624 千円	
・認定給付事務等	31,392 千円	
・アスベスト健康管理支援事業	13,306 千円	
(8) 保健所の専門的・技術的業務の推進に要する経費		102,966 千円
・保健所情報提供事業等	21,308 千円	
・感染症発生動向調査	24,042 千円	
・医務・薬務・献血・薬物等対策	57,616 千円	
(9) 保健所及び保健センターの管理運営等に要する経費		270,080 千円
・ <u>健康管理システムの標準化</u>	73,769 千円	
(10) 過年度支出(国庫支出金等返還金)		79,980 千円

(項名) 環境衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
3 環 境 衛 生 費	2,005,189	1,831,179	174,010	9,692	371,000	1,328,430	296,067	
1 環 境 衛 生 費	575,819	489,282	86,537	2,066	-	219,515	354,238	
2 健 康 科 学 研 究 所 費	335,878	268,255	67,623	7,626	38,000	192,894	97,358	
3 斎 園 費	1,093,492	1,073,642	19,850	-	333,000	916,021	△155,529	

1 環境衛生費

575,819 千円

環境衛生、食品衛生及び動物衛生に要する経費

(1) 環境衛生に要する経費(公衆浴場法, 旅館業法等)

251,944 千円

- ・公衆浴場、理・美容所等の営業許可及び指導 5,255 千円
- ・銭湯の入浴料金値上げに対する支援 96,200 千円
- ・銭湯利用の少ない世代の利用促進 7,000 千円
- ・一般公衆浴場の振興 70,503 千円
- ・飲料水等の衛生対策 1,480 千円
- ・その他環境衛生対策 8,390 千円
- ・衛生監視事務所の管理・運営 63,116 千円

(2) 食品衛生に要する経費(食品衛生法等)

113,971 千円

- ・飲食店等の営業許可及び監視指導等 26,964 千円
- ・食中毒対策・HACCP導入支援 31,095 千円
- ・中央卸売市場食品検査 25,000 千円
- ・食肉検査 27,622 千円
- ・検査の信頼性確保対策(GLP対策) 3,290 千円

(3) 動物衛生に要する経費(狂犬病予防法等)

209,884 千円

- ・動物管理センター・こうべ動物共生センターの運営 91,883 千円

・飼犬登録及び狂犬病予防注射	69,391 千円
・動物愛護推進事業	30,035 千円
・餌やり指導パトロール	18,575 千円
(4) 過年度支出(国庫支出金等返還金)	20 千円
2 健康科学研究所費	335,878 千円
行政上の科学的、技術的な試験検査及び調査研究並びに各種検査に要する経費	
(1) 検査及び庁舎管理費等	310,875 千円
(2) 調査研究	25,003 千円
3 斎園費	1,093,492 千円
市立斎場・墓園の管理運営及び改修・整備に要する経費	
(1) 斎場の管理運営	279,008 千円
(2) 墓園の管理運営	398,870 千円
(3) 斎場の改修・整備	18,888 千円
(4) 墓園の改修・整備	321,426 千円
(5) <u>期限付き墓地、樹林葬の整備、無縁墓調査</u>	62,500 千円
(6) <u>エンディングプラン・サポート</u>	12,800 千円

第13款 教育費

(項名) 看護大学費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
13 教 育 費	1,094,490	1,070,536	23,954	-	117,000	-	977,490	
9 看 護 大 学 費	1,094,490	1,070,536	23,954	-	117,000	-	977,490	
1 運 営 費	1,094,490	1,070,536	23,954	-	117,000	-	977,490	

1 運営費	1,094,490 千円
・公立大学法人神戸市看護大学の運営に要する経費	1,050,497 千円
・入学金の減額・市内就職奨励金等	43,993 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 衛生関係施設改修	令和6年度 ～ 令和7年度	12,000	-	-	4,000	8,000	
(2) こども急性疾患学部門寄附講座	令和6年度 ～ 令和9年度	180,000	-	-	-	180,000	
(3) 基幹系業務システム標準化事業 (健康局分)	令和6年度 ～ 令和7年度	46,000	46,000	-	-	-	
(4) 健康科学研究所改修工事等	令和6年度 ～ 令和7年度	85,000	-	63,000	-	22,000	
(5) 斎場予約システム	令和6年度 ～ 令和10年度	15,000	-	-	-	15,000	
(6) 西神斎場火葬・事務所業務委託	令和6年度 ～ 令和8年度	108,000	-	-	-	108,000	
(7) 墓園事務所等業務委託	令和6年度 ～ 令和8年度	126,000	-	-	-	126,000	
(8) 斎場墓園整備	令和6年度 ～ 令和7年度	306,000	-	262,000	-	44,000	

3 特 別 会 計

〔1〕介護保険事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		金 額	備 考
款	項		
1 保 険 料		40,365	
	1 介 護 保 険 料	40,365	
2 国 庫 支 出 金		65,051	
	2 国 庫 補 助 金	65,051	
3 県 支 出 金		32,448	
	2 県 補 助 金	32,448	
4 支 払 基 金 交 付 金		5,874	
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,874	
5 繰 入 金		32,848	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,848	
歳 入 合 計		176,586	

(単位:千円)

歳 出		金 額	備 考
款	項		
3 地 域 支 援 事 業 費		176,586	
	1 地 域 支 援 事 業 費	176,586	
歳 出 合 計		176,586	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 保 險 料	40,365	46,647	△6,282	
1 介 護 保 險 料	40,365	46,647	△6,282	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	40,365	46,647	△6,282	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	40,365	46,647	△6,282	
2 国 庫 支 出 金	65,051	70,954	△5,903	
2 国 庫 補 助 金	65,051	70,954	△5,903	
1 調 整 交 付 金	282	2,991	△2,709	
1 調 整 交 付 金	282	2,991	△2,709	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	64,769	67,963	△3,194	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	5,313	12,454	△7,141	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	59,456	55,509	3,947	
3 県 支 出 金	32,448	35,290	△2,842	
2 県 補 助 金	32,448	35,290	△2,842	
1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	32,448	35,290	△2,842	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	2,720	7,535	△4,815	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	29,728	27,755	1,973	
4 支 払 基 金 交 付 金	5,874	16,274	△10,400	
1 支 払 基 金 交 付 金	5,874	16,274	△10,400	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	5,874	16,274	△10,400	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	5,874	16,274	△10,400	
5 繰 入 金	32,848	35,289	△2,441	
1 一 般 会 計 繰 入 金	32,848	35,289	△2,441	
2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	32,848	35,289	△2,441	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 繰 入 金	3,119	7,534	△4,415	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 繰 入 金	29,729	27,755	1,974	
歳 入 合 計	176,586	204,454	△27,868	

(3) 歳出予算の説明

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
3 地域支援事業費	176,586	204,454	△27,868	97,499	-	46,239	32,848	
1 地域支援事業費	176,586	204,454	△27,868	97,499	-	46,239	32,848	
2 一般介護予防事業費	22,154	60,274	△38,120	8,315	-	10,720	3,119	
3 包括的支援事業等費	154,432	144,180	10,252	89,184	-	35,519	29,729	

2 一般介護予防事業費

オーラルフレイル対策に要する経費

16,654 千円

シニア健康相談ダイヤルの運営に要する経費(一般会計への負担金)

5,500 千円

3 包括的支援事業等費

医療介護サポートセンター運営に要する経費

154,432 千円

4 議 案

第 7 号議案

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件（関係分）

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(8) 地方独立行政法人神戸市民病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成 21 年 3 月 条例第 55 号）

(9) 公立大学法人神戸市看護大学への職員の引継ぎに関する条例（平成 31 年 3 月 条例第 45 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 号及び次項から附則第 4 項までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

条例の制定から時間を経過したものの見直しを行ったことに伴い、条例を廃止する必要があるため。

第 17 号議案

地方独立行政法人神戸市民病院機構第 4 期中期計画の認可の件

地方独立行政法人神戸市民病院機構が次のとおり第 4 期中期計画を作成することについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項の規定により認可する。

令和 6 年 2 月 15 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

地方独立行政法人神戸市民病院機構第 4 期中期計画

目次

前文

第 1 中期計画の期間

第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 市民病院としての役割を踏まえた医療の提供
- 2 地域医療機関との連携強化及び地域への貢献
- 3 信頼と満足が得られる医療の提供

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 優れた専門職の確保と人材育成
- 2 効果的かつ効率的な業務運営体制の構築

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 経営改善の取り組みと経常収支目標の達成

第 5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

- 1 D X の推進
- 2 情報セキュリティ対策
- 3 西市民病院の再整備

第 6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

第 7 短期借入金の限度額

第 8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第9 剰余金の使途

第10 料金に関する事項

第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

前文

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は平成21年の法人設立以降、市民の生命と健康を守るという基本理念のもと、質の高い標準医療をはじめ、神戸市の医療政策の中で担うこととしている救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、高度医療及び専門医療など（以下これらを「政策的医療」という。）を行い、市民病院としての公的役割を果たしてきた。

引き続き市民病院として役割を果たすため、以下の基本理念のもと、神戸市長から指示された中期目標の達成に向け、次のとおり中期計画を定める。

【基本理念】

- ・地方独立行政法人神戸市民病院機構の役割は、市民の立場に立って、人間性豊かであたたかく、質の高い医療を安全に提供することにより、市民の生命と健康を守ることにあります
- ・地方独立行政法人神戸市民病院機構は、市民の信頼に応えるため、より多くの市民に効率的に医療を提供することに努めます

第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から5年間とする。

なお、本計画は、新型コロナウイルス感染症に対応した第3期中期計画の状況を踏まえ策定するものであり、第4期中期計画の期間内であっても、新たな感染症や災害など社会情勢や医療を取り巻く様々な環境の大きな変化があった場合、必要に応じて検証を行う。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市民病院としての役割を踏まえた医療の提供

(1) 中央市民病院の役割

ア 日本屈指の救命救急センターとしての役割の発揮

- ・日本屈指の救命救急センターとして、新興感染症拡大時等の非常時においても途切れることなく24時間救急医療を提供し、全国トップレベルの応需率を維持するなど、あらゆる救急疾患から市民の生命を守る。
- ・精神科身体合併症病棟を活用し、様々な患者の状態に応じた治療を行うとともに救命救急医療の更なる充実をめざす。
- ・救急医療に携わる人材の育成を更に推進し、地域における救急医療向上への役割を果たす。

イ 高度な専門医療の提供

- ・地域医療機関との連携及び役割分担のもと、がんや脳血管障害、心血管疾患など様々な疾患について、本市の基幹病院として求められる高度な専門医療を提供する。
- ・手術支援ロボットの活用、大学等と連携したがんゲノム医療など市民に最新最良の医療の提供をめざす。
- ・連携会議を通じて、メディカルクラスター（神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群）における各医療機関の特性、役割を踏まえ、高度な専門医療の提供にかかる連携を推進する。

ウ 神戸医療産業都市の中核機関として治験・臨床研究の推進

- ・神戸医療産業都市の中核機関として、最先端の治験・臨床研究を積極的に推進し、生命の維持と生活の質の向上につながる新たな医療を創造することで、市民の健康の増進と医療の発展に貢献する。
- ・神戸医療産業都市進出企業をはじめとする開発企業等との連携による医師主導治験や特定臨床研究を推進し、新たな医薬品・医療機器等の開発に貢献する。
- ・法令等に則り、倫理性と科学性を確保するとともに、円滑かつ安全に研究を遂行できるよう、研究を管理し、研究者と被験者を支援する。

エ 高度な小児・周産期医療の提供

- ・総合周産期母子医療センターとして、産科合併症や合併症妊娠といった、母子にとってハイリスクとなる出産に対し、専門各科と連携して、小児・周産期医療を安定的に提供する。

(2) 西市民病院の役割

ア 地域の患者を24時間受け入れる救急医療の提供

- ・年間を通じて24時間体制で救急医療を提供し、地域住民の安心及び安全を守る。
- ・地域医療支援病院として、医師をはじめとする全職種が救急医療の重要性を認識し、救急車搬送応需率を高い水準で維持し、救急車受入患者数を4,500人以上とするなど、市や地域の関係機関と連携しながら、地域全体の救急医療の充実をめざす。

目標値

項目	目標値
救急車受入 (人)	4,500 以上

イ 高齢化の進んでいる地域の医療機関として、低侵襲医療とADLを重視し、地域の医療介護機関との連携により治し・支える医療の提供

- ・がん治療などにおいて、手術支援ロボット、腹腔鏡手術、内視鏡手術と免疫化学療法などを駆使し、低侵襲な治療に取り組む。
- ・健康寿命の延伸をめざし、地域医療機関や介護施設等と連携し、生活習慣病の悪化防止、フレイルやサルコペニアの発生予防、運動機能の維持・回復などに取り組む。

ウ 地域のハイリスク分娩に対応できる周産期医療の提供

- ・市街地西部における周産期医療施設として、質の高い周産期医療を安定的に提供するとともに、ハイリスク妊娠・ハイリスク分娩等への対応も含めた役割を継続する。

エ 地域需要に対応した小児医療の提供

- ・小児二次救急体制を継続し、小児救急医療の安定的な提供に努める。
- ・急性期疾患を中心に、地域の医療機関では困難な小児疾患に対応する。

オ 認知症患者に対する専門医療の提供

- ・認知症疾患医療センターとして、認知症鑑別診断等を実施し、認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる体制を引き続き構築する。

- ・市の施策である「認知症の人にやさしいまちづくり」の推進に向け、地域の医療機関と協力しながら、院内外の交流会、研修会を開催するなど、認知症疾患に携わる医療、介護等の多職種連携を強化する。

(3) 西神戸医療センターの役割

ア 地域の医療機関と連携した24時間体制での救急医療の提供

- ・年間を通じて24時間体制で救急医療体制を確保するほか、救急医療に関連して高度急性期医療の充実を図り、地域住民が安心できる医療を提供する。
- ・地域の中核病院として、救急車受入患者数を5,000人以上とするとともに、近隣の消防署と密に連携し、重症・重篤な救急患者に対しても迅速な救命措置を行える体制の維持・向上に努める。

目標値

項目	目標値
救急車受入 (人)	5,000 以上

イ 地域における小児救急・小児医療の拠点機能の提供

- ・小児の二次救急体制に参加するとともに、全日準夜帯（17時～24時）の救急受け入れを安定的に継続し、小児患者の救急車搬送についても可能な限り応需する。
- ・地域の医療機関と連携し、幅広い小児疾患に対応する。

ウ 地域における高度な周産期医療の提供

- ・地域医療機関との連携及び役割分担のもと、ハイリスクな妊婦や救急時の受け入れをはじめ、地域の需要に対応した周産期医療を提供し、地域周産期母子医療センターと同程度の機能を果たす。
- ・少子化の中で、地域のニーズに対応できる分娩施設の整備に取り組む。

エ がん患者への幅広い支援と集学的治療の提供

- ・地域がん診療連携拠点病院として、がん治療の専門性を最大限に活かし、地域医療機関とともに患者・家族が安心して生活できる診療連携体制を維持する。
- ・手術支援ロボットによる低侵襲な手術や化学療法、放射線治療を組み

合わせた集学的な治療の実施及びがん相談支援センターを中心とする患者支援に取り組む。

- ・ 遺伝カウンセリング及び遺伝学的検査を実施し、がんゲノム医療を推進する。

オ 結核医療の中核機能の提供

- ・ 市内唯一の結核病棟を有する病院として、結核患者にも対応できる手術室や血液透析室などの設備を活用するなど、感染症対策の強化を図りながら引き続き総合的な結核医療を提供する。

(4) 神戸アイセンター病院の役割

ア 標準医療から最先端の高度な眼科医療まで質の高い医療の提供

- ・ 地域医療機関との連携や機能分担を推進し、隣接する中央市民病院との連携を行い、安全で質の高い標準医療を提供するとともに、高度で専門性を必要とする眼疾患に対応する。
- ・ 開発を進めてきた i P S 網膜色素上皮細胞移植や視細胞移植などの再生医療や遺伝子検査・治療などの高度医療を世界に先駆けて提供するとともに、国内外への普及を支援する。

目標値

項目	目標値
紹介患者数（1日あたり）（人）	11.2 以上
逆紹介患者数（1日あたり）（人）	13.5 以上

イ 治験・臨床研究を通じた次世代医療の開拓

- ・ より有効で安全性の高い治療をめざし、国内外の研究機関等と連携し、眼疾患に係る治験・臨床研究に積極的に取り組む。
- ・ 眼科領域における遺伝子検査・治療の臨床研究・治験の実施体制を整備するとともに、i P S 細胞治療の臨床研究においては、先進医療等の実用化を進め、神戸医療産業都市及び世界の眼科医療に貢献する。

ウ 患者の日常生活支援と患者満足の上昇

- ・ 日常生活に支援が必要な患者について、ロービジョンケア施設である

NEXT VISION等を適切に紹介しつなげることで、アイセンター全体として眼のワンストップセンターとしての役割を果たす。

- ・眼科専門病院として、全部門が来院者の特徴に配慮したサービスを提供し、DX（デジタルトランスフォーメーション）等も含めて患者満足の上に向けた取り組みを推進する。

エ 診療・臨床研究を担う未来の医療人材育成

- ・臨床、教育、研究それぞれに取り組み、日本の眼科の未来を担う人材の育成に取り組む。
- ・モチベーションの好循環となるよう、業績に応じた職員への評価やDX等による働きやすい職場づくりを進める。

(5) 共通の役割

ア 災害医療の提供

- ・非常時にも継続して医療を提供できるように平時からBCP等を適宜見直すとともに訓練及び研修に取り組む。
- ・大規模災害発生時等には市、県及び地域医療機関と連携を図りながら市民の安全確保に率先して取り組む。
- ・大規模災害等に備え、3日間の食料や3日間以上の医薬品等を備蓄するなどの必要な対策を講じる。

イ 新興感染症等への対応

- ・新興感染症の発生に備え、平時から対応マニュアルの適宜見直しや施設整備、対応可能な職員の育成等を実施する。
- ・新興感染症発生時は、市内唯一の第一種感染症指定医療機関である中央市民病院をはじめ、各病院がそれぞれの役割に応じて、市、県及び関係機関と連携しながら、感染症発生初期における患者受け入れなど、感染症医療に率先して取り組む。
- ・平時より標準的な予防策を徹底するとともに、地域医療機関への指導的役割を果たす。
- ・新興感染症のみならず、既存の感染症に対しても関係機関と連携しながら各病院の機能及び特性を生かした取り組みを推進する。

2 地域医療機関との連携強化及び地域への貢献

(1) 地域医療機関との連携強化

- ・オープンカンファレンス等を積極的に実施することなどにより、顔の見える連携を強化し、地域医療機関との役割分担のもと紹介、逆紹介を進める。
- ・地域の在宅診療医や介護施設、訪問看護ステーション等との多職種での連携を強化し、患者やその家族等の状況に応じた入退院の支援を実施することなどにより、地域包括ケアシステムの推進・運用に努める。

目標値

項目	目標値		
	中央	西	西神戸
紹介率 (%)	75 以上	57 以上	80 以上
逆紹介率 (%)	135 以上	113 以上	90 以上

項目	目標値
	アイ
紹介患者数（1日あたり）（人）	11.2 以上
※再掲	
逆紹介患者数（1日あたり）（人）	13.5 以上
※再掲	

(2) 人材育成等における地域貢献

- ・高度・急性期医療等を学ぶ場として臨床研修医・専攻医に対する研修教育指導体制を充実させ、将来を担う若手医師を育成する。
- ・医学部生、看護学生、薬学部生をはじめとした医療系学生の実習を受け入れ、地域における優秀な人材の育成と医療の質向上に貢献する。

(3) 市民への情報発信

- ・各病院の特色や治療実績、経営状況等について、広報誌やホームページ等を活用して、情報を発信する。
- ・市民の健康向上のため、最新の治療情報や日常生活の注意点等につい

て公開講座などを通じて発信し、市とともに健康づくり施策に取り組む。

3 信頼と満足が得られる医療の提供

(1) 患者の意思決定の支援

- ・患者や家族との相互理解を図り、患者の意思決定を尊重したインフォームド・コンセント（患者への分かりやすい説明を行った上で同意を得ること。）を徹底する。
- ・患者がより良い治療方法を選択し、納得して治療を受けるための判断材料としてもらうため、希望する患者に対しセカンドオピニオン（診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聴くこと。）を行う。

(2) 医療安全対策の徹底

- ・患者の安全を最優先に万全な対応を行うことができるように、医療安全に関する情報の収集及び分析を行い、医療安全対策を徹底する。
- ・院内で発生したインシデント（医療の全過程のうちいずれかの過程において発生した、患者・医療従事者に被害を及ぼすことはなかったが注意を喚起すべき事例）及びアクシデント（患者・医療従事者に傷害を及ぼした事例）について、その内容を分析・共有し再発防止に取り組むなど、医療安全意識の醸成に努める。
- ・医療事故が発生した場合には、適切な対応を取るとともに、公表指針に基づき公表し、信頼性と透明性を確保する。

(3) 最適な医療の提供

- ・急性疾患を有するなどクリニカルパス（入院患者に対する治療内容を標準化した計画書）の適用が困難な患者を除き、クリニカルパスを積極的に適用するとともに、適切に見直す。
- ・高齢化の進展により疾病の複雑化への対応が求められる状況において、患者に最適な医療を提供する。

(4) 患者サービスの向上

- ・患者やその家族が院内で快適に過ごすことができるよう、DXを進め

- ながら、待ち時間対策や職員の接遇能力の向上、多言語対応等を図る。
- ・患者満足度95%以上をめざして、定期的なアンケート調査や意見箱の設置等によりニーズを的確に把握し、問題点の評価・改善を繰り返すことで、患者サービスの向上を図る。

目標値

項目	目標値
	法人全体
患者満足度調査（入院・外来）（%）	95以上

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 優れた専門職の確保と人材育成

(1) 職員の能力向上等への取り組み

- ・市民病院職員としての使命感を持ち、高い専門性と協調性、豊かな人間性を兼ね備えた医師、看護師、コメディカルスタッフ、事務職員等の確保・育成に取り組む。
- ・事務・コメディカル等職員が必要な技能や知識を習得できるよう資格取得支援を継続する。また、大学院や助産師学校等への留学制度（長期国内留学）、国内外の医療機関・研究機関・大学等で研鑽を積むための「医師研究休職制度」・「短期国内外派遣制度」等を活用することにより、教育及び研修の機会を充実し、指導者も含めた次世代医療を担う人材を育成する。

(2) 医師等の働き方改革の推進

- ・DXの推進や多職種連携によるタスクシフト・タスクシェアの推進、業務の効率化、労働時間の適正化など、医師をはじめとする全職員の業務負担軽減を図り、働き方改革を推進する。
- ・特に医師については、令和6年度から「労働時間の上限規制」が適用されることから法基準を遵守するとともに、健康確保に取り組み、持続可能な医療体制の維持を図る。

(3) 職員が意欲的に働き続けることのできる環境づくり

- ・職員の能力や貢献度が各病院の特性に応じて適正に評価される人事給

与制度や、柔軟な勤務体制の構築など、全職員が意欲的に働くことのできる環境づくりをめざす。

- ・研修等の実施により、ハラスメント対策を推進する。
- ・育児中の職員の「仕事と家庭の両立」を支援するため、育児に関する制度を継続して見直すなど、安心して働き続けることができる環境を整備する。

2 効果的かつ効率的な業務運営体制の構築

- ・常任理事会等で各病院の課題などを共有しながら、医療や病院経営を取り巻く環境の変化に対し、迅速かつ効果的・効率的に対応した組織運営を行う。
- ・医療法をはじめとする関係法令遵守の徹底と業務運営の透明化を推進する。
- ・臨床研究を含めた業務全般について内部監査を実施する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営改善の取り組みと経常収支目標の達成

(1) 経常収支目標の達成に向けた収入確保及び費用の最適化

- ・各病院が機動的かつ戦略的な病院経営を行うことで、新西市民病院再整備にかかる影響を除き、経常収支（政策的医療にかかるものを除く。）において、第4期中期目標期間中の収支均衡を達成する。
- ・効率的な病床運営、地域医療機関との連携推進等による新規患者の受け入れ、診療機能の強化等により医業収益を確保する。
- ・4病院体制のメリットを活かし、品目の統一化・在庫の適正化等の取り組みを進めるほか、各病院での業務効率化を進め、費用の削減を徹底する。

目標値

項目	目標値		
	中央	西	西神戸
経常収支比率 (%)	100 以上	100 以上*	100 以上

医業収支比率	(%)	98.3 以上	97.5 以上*	99.5 以上
病床利用率	(%)	92.0 以上	90.0 以上	91.0 以上
平均在院日数	(日)	11.0 以下	12.0 以下	10.0 以下
新規患者数・ 入院（一般）	(人)	22,895 以上	9,363 以上	14,124 以上
新規患者数・ 外来（一般）	(人)	75,838 以上	19,200 以上	37,436 以上

項目	目標値		
	アイ	法人全体	
経常収支比率	(%)	100 以上	100 以上*
医業収支比率	(%)	98.7 以上	98.5 以上*
病床利用率	(%)	79.7 以上	-
平均在院日数	(日)	3.6 以下	-
新規患者数・ 入院（一般）	(人)	2,409 以上	-
新規患者数・ 外来（一般）	(人)	4,579 以上	-

※新西市民病院再整備にかかる影響を除く。

(2) 計画的な投資の実施

- ・高度医療機器等について、社会情勢や医療需要の変化等を踏まえ、収支の見通しを立てた上で計画的に投資を行う。
- ・建物設備の経年劣化を踏まえ、社会情勢や医療需要に対応するため、中長期的な視点で保全・整備を検討し、実施する。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

1 DXの推進

- ・全国医療情報プラットフォームをはじめとする国の方向性を十分注視しながら、各病院の状況に応じ迅速に対応する。
- ・AIを搭載したシステムやRPA（ロボティック・プロセス・オートメ

ーション) など、最新のデジタル技術を積極的に導入することで、業務の抜本的な見直し、効率化を図り、医療機能や患者サービスの向上、職員の働き方改革等を進める。

- ・情報統合基盤を経営分析や臨床研究などで積極的に活用し、市民病院間の医療情報の共有・連携をさらに進めるなど、医療情報システムの最適化に取り組む。

2 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティリスクに対し、これを回避、低減する技術的対策を講じるとともに、定期的にネットワーク等の安全性を確認する。
- ・データのバックアップを確実に行うほか、BCP等の適宜見直しや訓練・研修の実施など、万一のサイバー攻撃に備える。

3 西市民病院の再整備

- ・市と十分に連携を図りながら、救急医療、感染症・災害医療をはじめとした政策的医療を充実させるなど、市街地西部の中核病院として担うべき役割の実現に向け、令和10年度中の開院をめざして事業に取り組む。
- ・重症系病床を増床し、高度かつ専門的な医療及び急性期医療の対応強化を図る。
- ・新興感染症発生初期において患者受け入れが迅速にできるよう、柔軟に対応できるスペースの確保、動線に配慮した施設設備とするなど、感染症対応の強化を図る。
- ・大規模災害時にも診療機能を継続できるよう地震に強い免震構造等を導入するとともに、若松公園と病院の一体的な活用による、地域の災害対応機能の強化にも繋がる配置計画とする。
- ・現病院から新病院への円滑な移転を行うとともに、新病院開院後の運営の早期安定化に努める。

第6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、運営費負担金等の交付のもと、市民病院としての役割を果たすとともに、安定的な経常収支及び資金収支の維持を図る。

1 予算（令和6年度からの5年間）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	429,534
医業収益	399,965
運営費負担金	28,013
その他営業収益	1,556
営業外収益	5,445
運営費負担金	1,313
その他営業外収益	4,132
臨時利益	0
運営費負担金	0
その他臨時利益	0
資本収入	50,544
運営費負担金	1,135
運営費交付金	0
長期借入金	49,409
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	485,523
支出	
営業費用	400,985
医業費用	395,467
給与費	167,850
材料費	139,176
経費	84,276
研究研修費	4,165
一般管理費	5,518

給与費	2,195
経費	3,224
研究研修費	99
営業外費用	3,049
臨時損失	0
資本支出	75,352
建設改良費	50,677
償還金	23,775
その他の資本支出	900
その他の支出	0
計	479,386

[人件費の見積り]

期間中総額 170,045 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当及び休職者給与の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

ただし、用地取得に係る建設改良費及び長期借入金元金償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（令和6年度からの5年間）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	
営業収益	429,593
医業収益	398,934
運営費負担金収益	28,013

補助金等収益	781
寄付金収益	607
資産見返運営費負担金戻入	0
資産見返運営費交付金戻入	94
資産見返補助金戻入	839
資産見返寄付金戻入	107
資産見返物品受贈額戻入	64
その他営業収益	154
営業外収益	5,237
運営費負担金収益	1,313
その他営業外収益	3,924
臨時利益	0
運営費負担金収益	0
その他臨時利益	0
支出の部	
営業費用	411,114
医業費用	405,618
給与費	170,518
材料費	127,055
経費	77,138
減価償却費	27,054
研究研修費	3,853
一般管理費	5,496
給与費	2,237
経費	2,351
減価償却費	816
研究研修費	92
営業外費用	24,407

財務費用	2,914
控除対象外消費税	19,563
控除対象外消費税償却	1,797
営業外雑支出	133
臨時損失	2,547
純利益	▲3,238
目的積立金取崩額	0
総利益	▲3,238

※新西市民病院再整備にかかる影響3,829百万円を除くと経常収支は591百万円の黒字。

3 資金計画（令和6年度からの5年間）（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	
業務活動による収入	434,979
診療業務による収入	399,965
運営費負担金による収入	29,326
その他の業務活動による収入	5,688
投資活動による収入	1,135
運営費負担金による収入	1,135
運営費交付金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	49,409
長期借入れによる収入	49,409
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	16,559
資金支出	
業務活動による支出	404,034
給与費支出	170,045

材料費支出	139,176
その他の業務活動による支出	94,813
投資活動による支出	51,577
有形固定資産の取得による支出	41,163
無形固定資産の取得による支出	9,514
その他の投資活動による支出	900
財務活動による支出	23,775
長期借入金の返済による支出	22,596
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,179
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	22,696

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 10,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

(1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及びその他の法令等により診療を受ける者健康保険法第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）、

高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項及びその他の法令等の規定に基づき算定する額

(2) (1)に規定する以外の者であって、次の①から③までに掲げる者については、当該各号の区分に応じ定める額とする。

① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条の規定により診療を受ける者 兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額

② 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第26条の規定により診療を受ける者 地方公務員災害補償基金支部長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額

③ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる治療を受ける者、分娩する者及びその他理事長が別に定める者 理事長が別に定める額

(3) 前2号以外の額については、以下の表に規定する額とする。

	種別	金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央市民病院 特室	1人1日につき 3万円	面積が約27～30㎡の個室
	中央市民病院 個室A	1人1日につき 1万5,000円	面積が約20～26㎡の個室
	中央市民病院 個室B	1人1日につき 1万1,000円	面積が約15～18㎡の個室
	中央市民病院 個室C	1人1日につき 9,000円	
	西市民病院 特室	1人1日につき 2万4,000円	面積が約28㎡の個室
	西市民病院 個室A	1人1日につき 1万1,000円	面積が約14㎡の個室
	西市民病院 個室B	1人1日につき 9,000円	
	個室A	1人1日につき 1万4,000円	面積が約17㎡

西神戸医療センター			の個室	
	個室 B	1 人 1 日につき	1 万円	面積が約 15 m ² の個室
	2 人個室	1 人 1 日につき	9,000 円	
	産科個室 A	1 人 1 日につき	1 万 4,000 円	面積が約 17 m ² の個室
	産科個室 B	1 人 1 日につき	1 万円	面積が約 15 m ² の個室
神戸アイセンター	個室 A	1 人 1 日につき	1 万 5,000 円	面積が約 22 m ² の個室
	個室 B	1 人 1 日につき	1 万 1,000 円	面積が約 18 m ² の個室
	個室 C	1 人 1 日につき	9,000 円	
分娩料	1 児につき	10 万 5,000 円	時間外は 20 パーセント増し、 深夜は 40 パーセント増しとする。	

備考

- 1 本市に住所を有しない者に係る料金の額は、この表に規定する額の 30 パーセント増しとする。
- 2 この表において「時間外」とは、休日（就業規則に規定する休日という。以下同じ。）以外の日にあっては午前 6 時から午前 9 時まで及び午後 5 時から午後 10 時までを、休日にあつては午前 6 時から午後 10 時までをいう。
- 3 この表において「深夜」とは、午後 10 時後から翌日午前 6 時前までをいう。
- 4 病室使用加算額については、この表の金額をそれぞれ超えない範囲

内で理事長が定める額とする。ただし、料金を変更する場合は事前に市民等に周知し透明性を確保する。

5 病室使用加算額については、2人用の病室を使用者の申出により理事長が病院の管理上特に支障がないと認めて1人で使用することを許可した場合は、100パーセント増しとする。

(4) 前3号に規定がないものについては、実費等を勘案し別に理事長の定める額とする。また、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除く診療料等については、それぞれ当該各号により算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 料金の減免

理事長が、特別の事情があると認めるときは、診療料等の全部又は一部を減免することができるものとする。

第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和6年度からの5年間）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額 49,409	神戸市長期借入金等

※1 金額については見込みである。

※2 各事業年度の神戸市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 人事に関する計画

- ・多様な働き方を選択できる労働環境を整備し、職員一人ひとりがより良い将来の展望を持てるよう、働き方の改革に取り組むとともに、優れた専門職の確保と人材育成に努める。
- ・医療を取り巻く状況の変化への対応、医療の質向上や医療安全の確保、患者サービス向上等に十分配慮した上で、業務量や業務内容に応じた

人員配置や多様な雇用形態の活用等により効率的かつ効果的な体制及び組織を構築する。

3 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務 (単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	1,179	1,879	3,058

(2) 長期借入金 (単位：百万円)

	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還額	22,596	72,368	94,964

(3) 新中央市民病院整備運営事業 (単位：百万円)

項目	事業期間	中期目標期間事業費	次期以降事業費	総事業費
新中央市民病院整備運営事業	2024年度～2040年度（17年間）	17,985	42,720	60,705

4 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、修繕、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

理 由

地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 めきがき

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(4の2) 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3、4 [略]

(料金及び中期計画の特例)

第83条 第23条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項

のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。